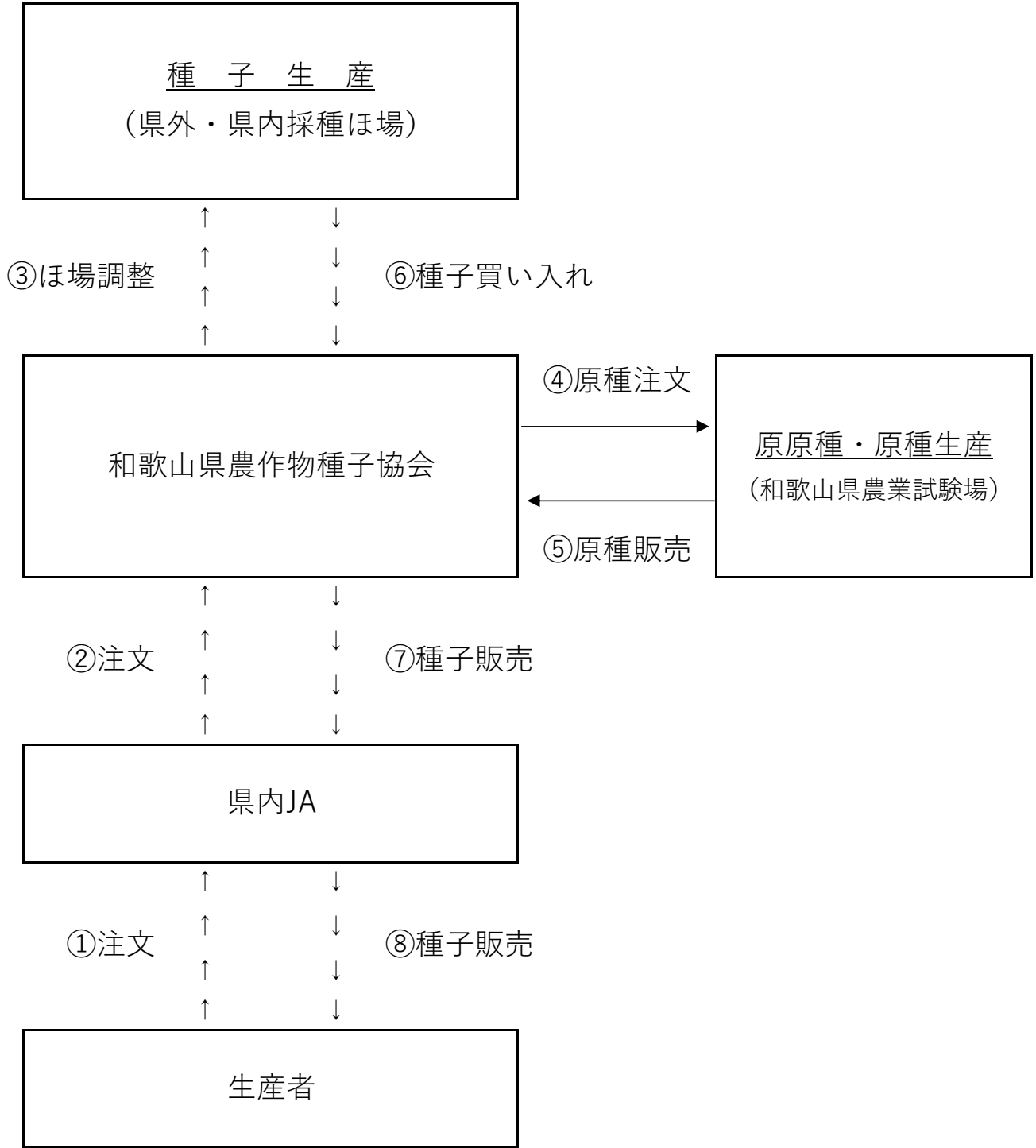


主要農作物種子事業の流れ（一般種子）

区分	米麦協会	農産園芸課	農業改良普及センター	種子産地	生産者	農産物検査機関	備考
採種計画	報告 需給見通し	県採種計画 周知	県採種計画 周知				実施要綱第3 (農産園芸課から農業研究所にも通知。)
種子生産 ほ場の特定	生産委託契約			生産委託契約	生産契約 ↓ 生産等基準の確認 ↓ 生産ほ場選定 報告(任意)		指定種苗の生産等に関する基準の1の(1)のア
ほ場指定申請			指定通知書 又は 指定申請却下通知書	(代表者による依頼の場合) ↓ (代表者による依頼の場合)	指定申請兼審査申請書 提出		実施要綱第6
ほ場審査	報告	審査を行う者 ↓ ほ場審査 ↓ ほ場審査証明書 交付 ほ場審査結果通知書 報告	審査を行う者 ↓ ほ場審査 ↓ ほ場審査証明書 交付 ほ場審査結果通知書 報告	(代表者による依頼の場合) ↓ (代表者による依頼の場合) ↓ (代表者による依頼の場合) ↓ (代表者による依頼の場合)	審査を行う者 ↓ ほ場審査証明書 ↓ ほ場審査結果通知書	ほ場審査結果通知書	審査要領第3及び5 審査の基準及び方法 審査要領第8 実施要領第9
生産物審査		生産物審査結果通知書	生産物審査 ↓ 生産物審査証明 交付(押印) 生産物審査結果通知書 報告	生産物審査証明 ↓ (経由)		生産物審査結果通知書	審査の基準及び方法 実施要領第8 実施要領第9
農産物検査						農産物検査	
下見指導会			下見指導会				下見指導会実施要領





# 鳥取県農作物種子条例と採種事業の流れ

## 1 種子条例

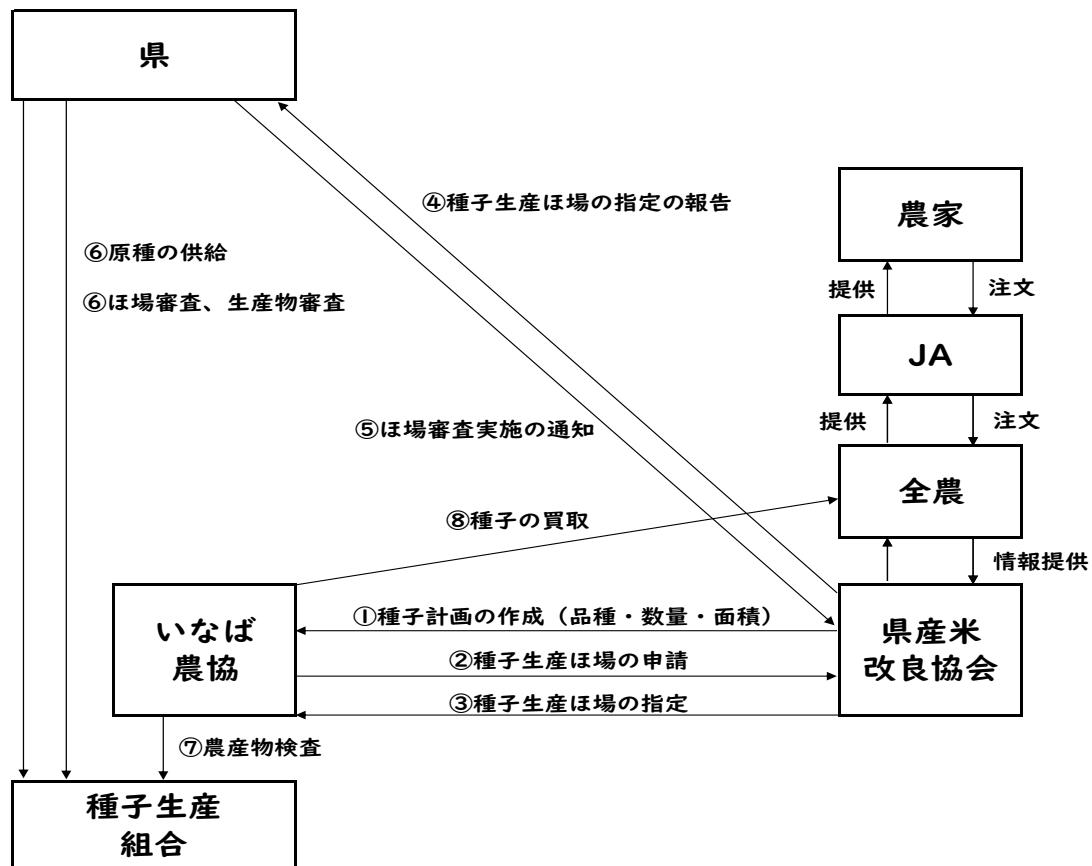
### (1) 概要

特定農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の優良な種子を安定的に供給していくため、従前の主要農作物種子法及び県要綱（主要農作物の種子生産及び供給に係る基本要綱）と同等の内容を県が行うことと規定。

### (2) 条例に定める県が実施すること

- ①奨励品種の選定試験（農業試験場で優良な品種の選定）
  - ②原種・原原種の生産（種子を生産するための原種、原原種を農業試験場で生産）
  - ③種子計画の策定（次年産種子の必要量及び採種ほ面積の計画を策定）
  - ④種子生産ほ場の指定（種子生産ほ場としての要件を備えたほ場を指定）
  - ⑤ほ場審査及び生産物審査（異品種の混入等の有無、種子の発芽能力等を審査、基準に合致したものに審査証明書を交付）
  - ⑥指定種子生産者への指導（種子生産に関する技術の指導）
  - ⑦財政上の措置（奨励品種の生産及び普及に必要な財政上の措置を講じる）
- ※なお、③、④については指定種子改良団体に担わせることができる。

## 2 採種事業の流れ



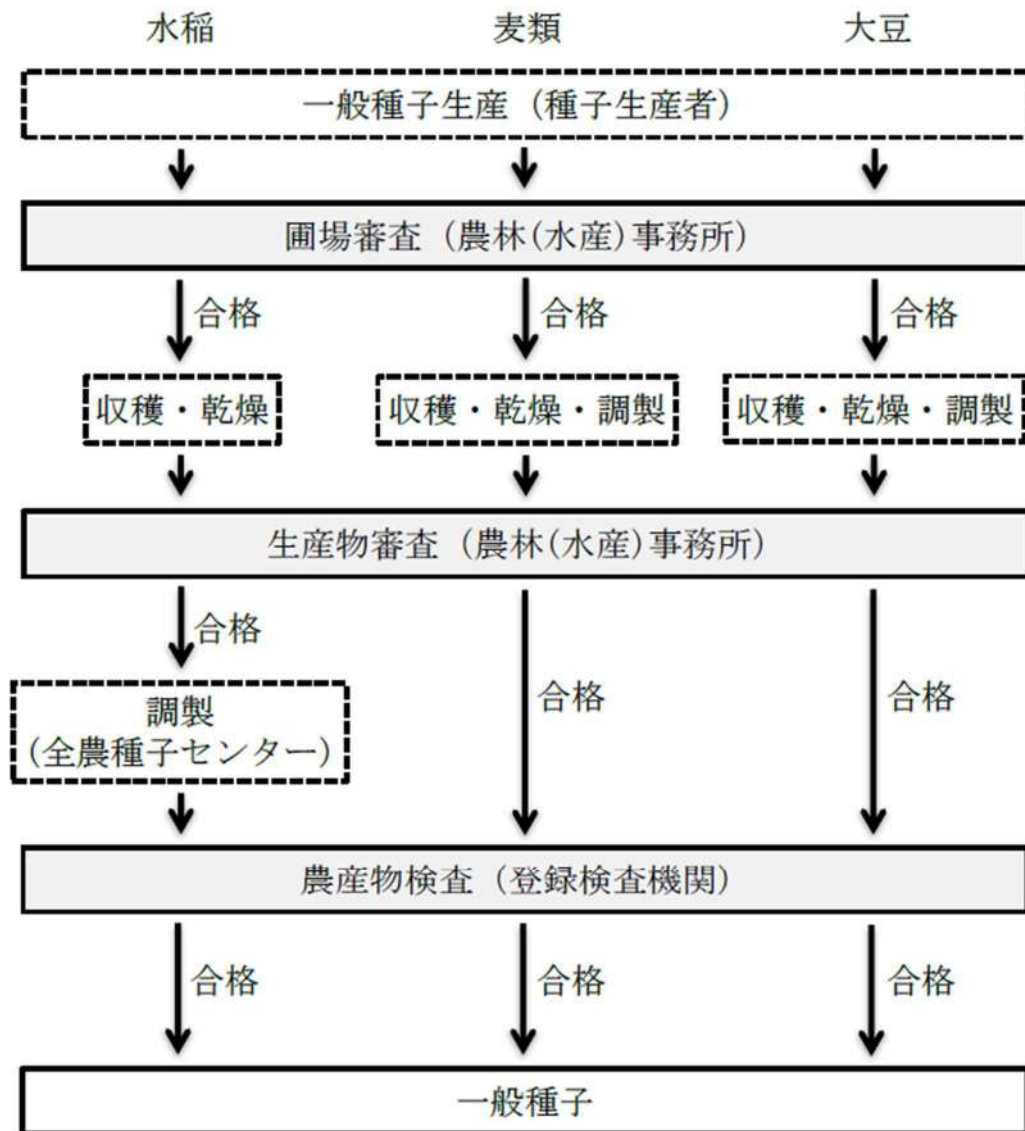
県産米改良協会	種子の生産・供給業務の総括
全農とっとり	種子センターを設置。種子の買入及び販売
鳥取いなば農協	国府町種子生産組合に種子生産を委託 全農とつとりと賃貸契約を結び、種子センターを管理運営

※県産米改良協会とは

主要農作物の種子の安定的な供給を図ること、主要農作物の生産向上を目的とし設置された機関。名称はさまざまであるが、各都道府県に設置されている。

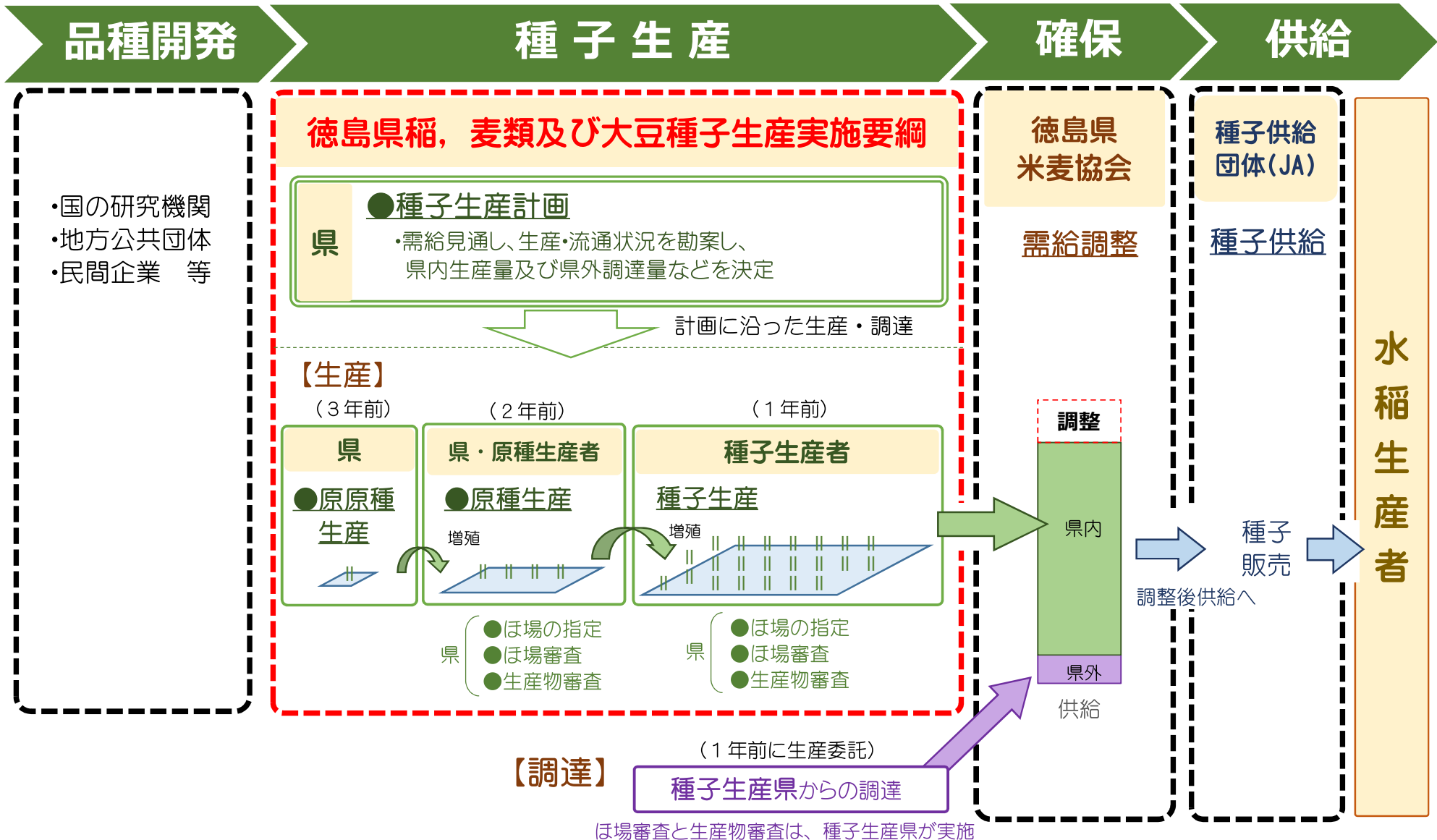
構成員：鳥取県農業協同組合中央会、全国農業協同組合連合会鳥取県本部、鳥取県信用農業協同組合連合会、鳥取県農業会議、鳥取県農業共済組合、各地区産米改良協会、鳥取県酒造組合連合会、中国四国農政局鳥取支局、鳥取県等

一般種子生産に係る審査等の流れ

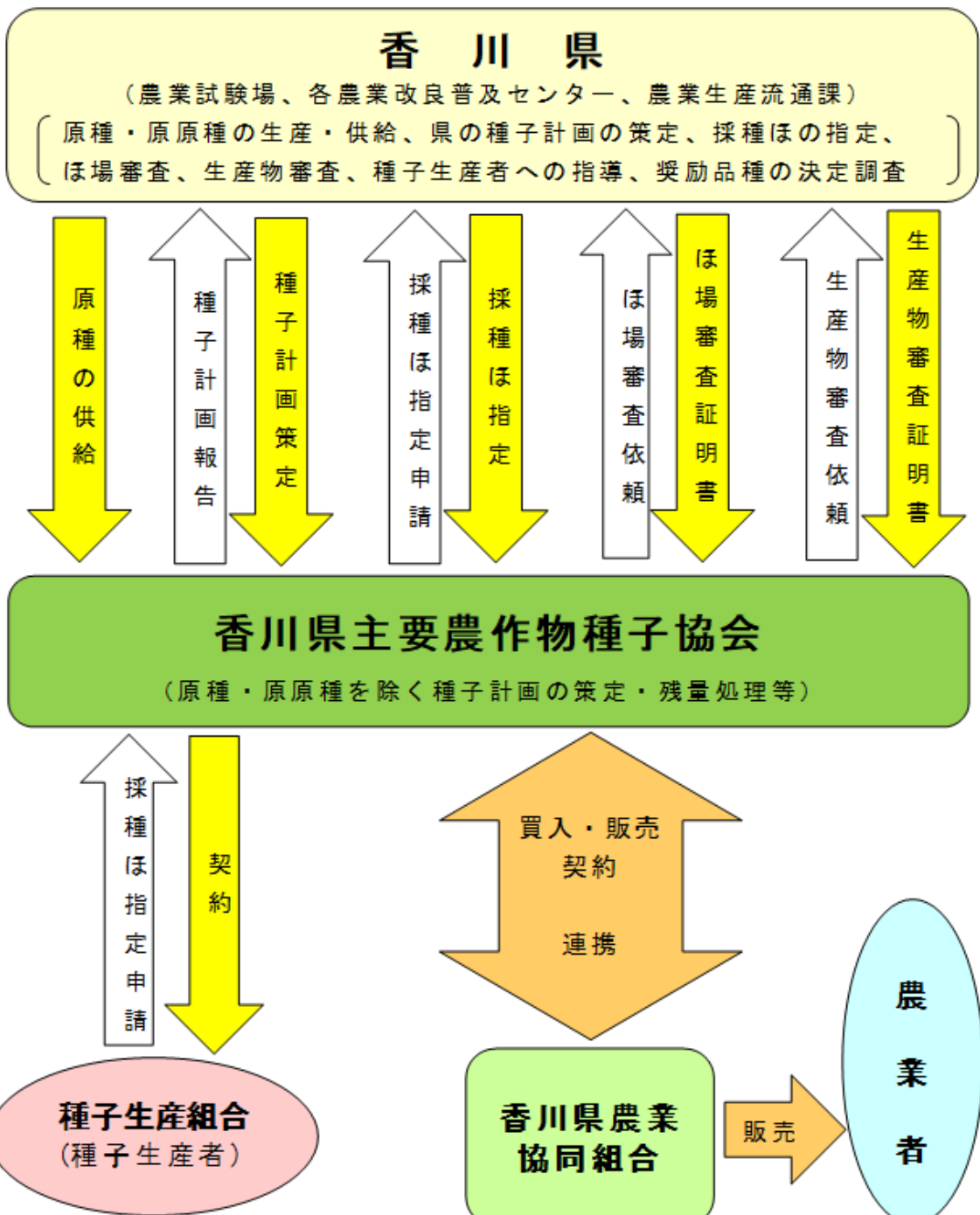


# 徳島県における主要農作物種子の生産から供給について

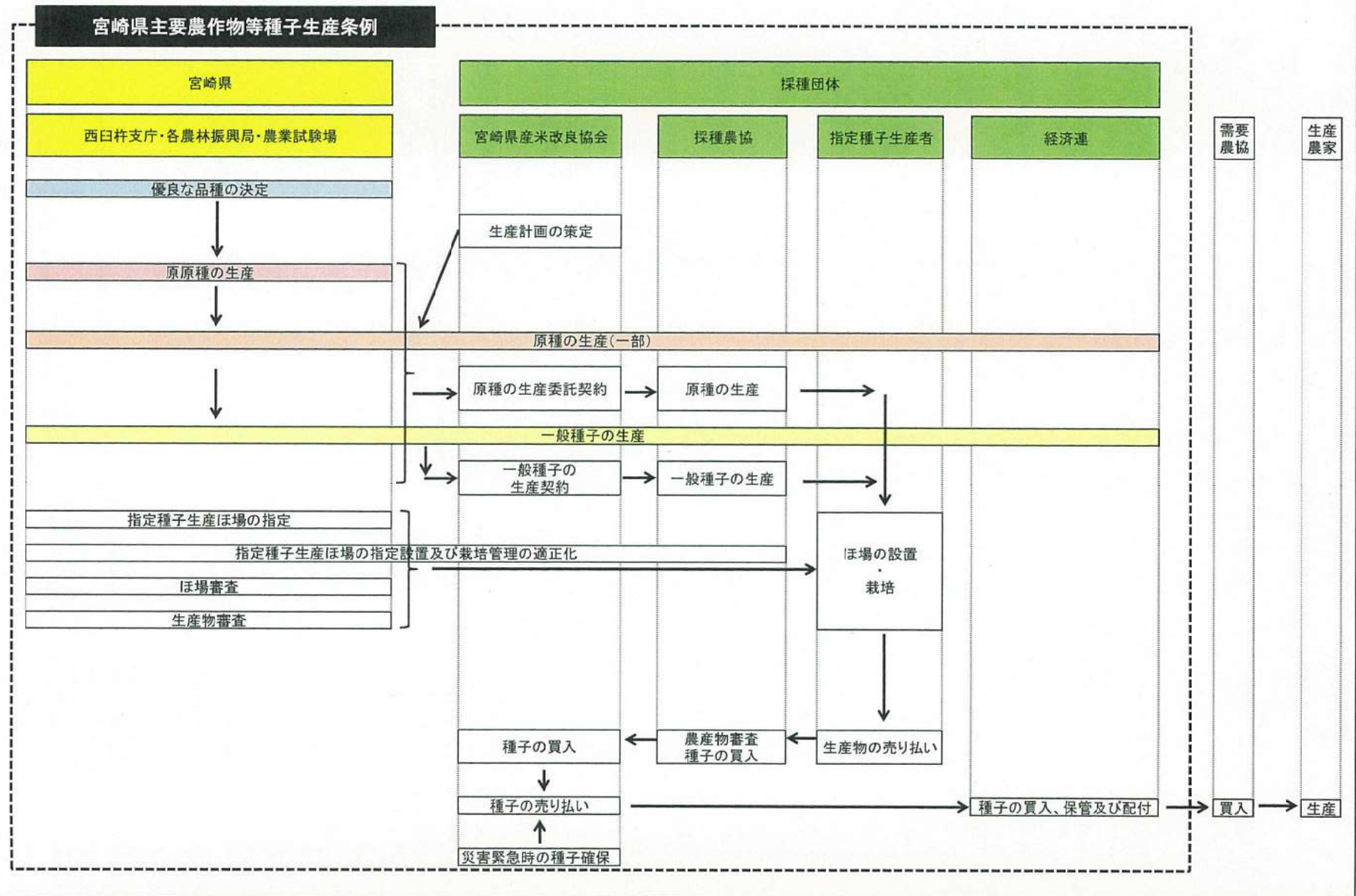
●：県が主体的に行う業務



# 主要農作物種子の採種の流れ

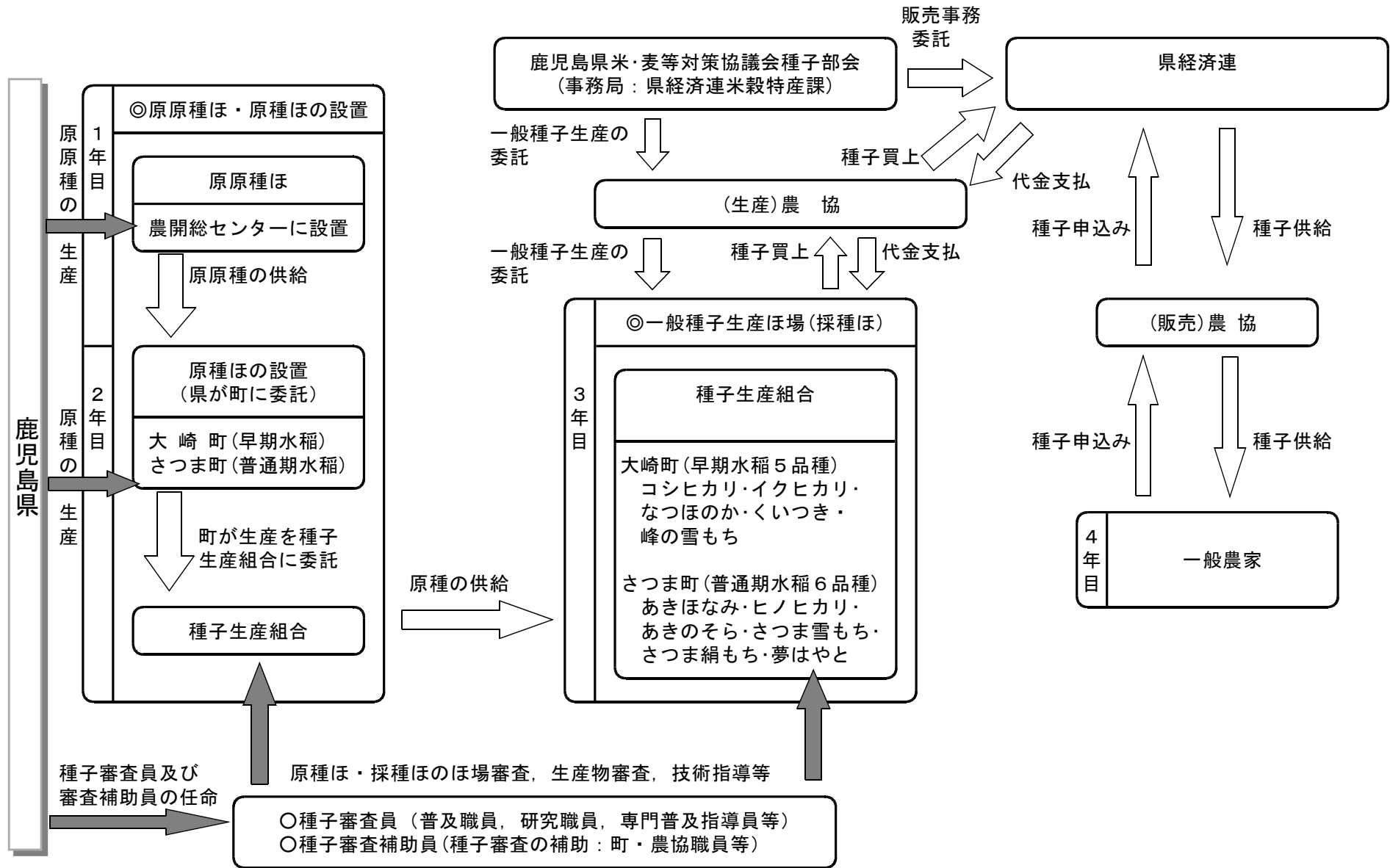


別紙1(主要農作物等種子生産及び普及の流れ)





# 【本県における水稻種子の生産・流通の流れ】（令和5年度）



# 種子供給体制図

